

## 検査受託中止及び診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記項目の検査委託先より、検査中止の連絡がありました。この為、弊社と致しましても止むを得ず、検査の受託を中止させて頂くことになりました。

また、このたび厚生労働省より平成 21 年 9 月 30 日保医発第 0930 第 1 号の診療報酬収載の通知がございましたので併せてご案内申し上げます。

先生方には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、事情ご賢察の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

2009 年 10 月

### 受託中止項目:プロマゼパム

最終受託日:2009 年 11 月 27 日(金)受付分まで

中止理由:受託数僅少の為

※診療報酬適用につきましては、裏面をご参照下さい。

●検査方法が新たに追加された検査項目（平成 21 年 10 月 1 日より適用）

検査項目名	実施料	区分／判断料
シスタチンC精密測定《EIA法》	130 点	「D007」生化学的検査の 23 ／生化学的検査 I

- ア. シスタチンC精密測定は、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又は、ネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
- イ. シスタチンC精密測定は、尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3 月に 1 回に限り算定できる。ただし、ペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

＜ラテックス凝集法にて実施済み＞

●検査材料が追加された検査項目（平成 21 年 10 月 1 日より適用）

検査項目名	実施料	区分／判断料
淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	300 点	「D023」微生物学的検査の 4 ／微生物学的検査

- ア. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、「D012」の「21」の淋菌同定精密検査、「20」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、「D023」の「2」の淋菌核酸同定検査、又はクラミジアトラコマチス核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- イ. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法、PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又は SDA 法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は SDA 法においては咽頭からの検体も算定できる。

今回追加事項：\_\_\_\_\_部分